


平成29年度第3回富田林市都市計画審議会 議事要旨

平成30年2月20日開催

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画伝統的建造物群保存地区の変更について

都市計画法第8条で定める地域地区の一つである伝統的建造物群保存地区の変更について、以下のとおり議決しました。

	(変更前)		(変更後)
位	置：富田林町の一部		富田林町及び本町の一部
面	積：約11.2ha		約12.9ha

報告（富田林市決定）

・報告1 富田林市都市計画マスタープランの改定について

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランの改定にあたり実施した、「現行計画の検証」、「市民アンケート調査」、「団体ヒアリング調査」、並びに、それらを参考として整理した「まちづくりの課題（案）」について、報告しました。